

学校感染症の罹患証明書(出席停止)

岐阜県立高山工業高等学校

_____年 _____組 _____氏名

1 上記生徒について、下記の感染症と診断しました(○印)。

2 上記生徒について _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで出席停止が必要であることを認めます。

種類	○印	感染症名	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、このかぎりではない)	
第1種		()	治癒するまで	
第2種		季節性インフルエンザ(型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
		麻疹	解熱後3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
		風しん	発しんが消失するまで	
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用しない状態で解熱しており、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。無症状感染の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでとなります。	
		結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種		コレラ	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
		細菌性赤痢		
		腸管出血性大腸菌感染症		
		腸チフス		
		パラチフス		
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよくなるまで	
		溶連菌感染症		
		手足口病		発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで
		伝染性紅斑		発疹のみで全身状態が良くなれば登校可能
		その他の感染症()		症状が改善し、全身状態が良くなるまで

❖「その他の感染症」には次の感染症が該当 ⇒ マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス感染症等)、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎など

❖ 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症 ⇒ アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹

_____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

担当医師名 _____